

## 銚子市事業承継・創業支援ラボ運営協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、銚子市事業承継・創業支援ラボ運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 本協議会の通称は「事業承継・創業支援ラボ」とする。

### (目的)

第2条 協議会は、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制を構築するため、地域における多様な主体の積極的な参画や連携を促し、地域資源を活かした創業・事業承継を推進するとともに、中小企業や小規模事業者などの脱炭素ビジネスが持続自走できる環境を整備する。加えて、脱炭素を切り口とした市民や事業者などの行動変容の促進に取り組むことで地域脱炭素の取組を推進し、市域におけるしごと・雇用機会の創出など地方創生の実現を目指すことを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成に関する事業
- (2) 地域資源を活かした創業・事業承継支援に関する事業
- (3) 中小企業等における再生可能エネルギー・省エネルギー導入支援に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 協議会の会員は、銚子市、銚子商工会議所、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、銚子電力株式会社その他前条の事業を実施するためにふさわしいものとする。

2 あらたに協議会の会員になろうとするものは、会員の推薦によってなることができる。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事1名

2 会長は、会員のうちから互選により選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を処理する。

- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(部会)

第8条 協議会は、その目的を達成するために必要な取組を検討、推進するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、その目的に賛同する会員で構成する。

(アドバイザー)

第9条 協議会は、会議において意見を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、会議において必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、銚子市企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密保持)

第12条 協議会の活動において知り得た他の会員の技術的な情報及び秘密情報のうち秘密である旨明示された情報については、協議会への在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(会計)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年3月26日から施行する。